



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

令和3年3月2日

3月8日以降の習志野市における 施設・イベント等の対応について

緊急事態宣言の期間は3月7日(日)までとなっておりますが、宣言解除後の運営体制に準備を要することから、3月12日(金)までは、引続き現在の対応を継続します。

なお、3月13日(土)以降の対応につきましては、3月10日(水)までにお知らせします。

感染症の状況や社会情勢等、今後の動向に応じて、期間や内容を精査します。

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：047-453-2963(直通)